

平成22年9月17日(金曜日)第3回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課長 危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課長 イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課長 都市整備室長	軽部修一	建設管理課長 緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併) 農業委員会事務局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者 (兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長 中学校給食長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校給食長 準備室長	白林和夫	学校教育課長 指導推進室長
清野健	生涯学習課長 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課長 生涯学習課長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第5号

第3回定例会

平成22年9月17日(金曜日)

午前10時55分開議

再開

- 日程第 1 議第57号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- ” 2 議案説明
- ” 3 質疑
- ” 4 委員会付託
- 休憩
- 再開
- ” 5 認第 1号 平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 6 認第 2号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 7 認第 3号 平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 8 認第 4号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 9 認第 5号 平成21年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 10 認第 6号 平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 11 認第 7号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 12 認第 8号 平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 13 認第 9号 平成21年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 14 認第10号 平成21年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 15 認第11号 平成21年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 16 議第52号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 17 議第53号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 18 議第54号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- ” 19 議第55号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 20 議第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- ” 21 議第57号 平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- ” 22 請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
- ” 23 請願第7号 米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書の提出に関する請願
- ” 24 委員会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務常任委員長報告
 (2) 厚生経済常任委員長報告
 (3) 予算特別委員長報告
 (4) 決算特別委員長報告
- ” 25 質疑、討論、採決

- ” 26 継続審査案件上程
 - (1) 陳情第2号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情
 - ” 27 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 厚生経済常任委員長報告
 - ” 28 質疑、討論、採決
 - ” 29 議会案第 8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
 - ” 30 議会案第 9号 米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書の提出について
 - ” 31 議会案第10号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書の提出について
 - ” 32 議案説明
 - ” 33 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再開 午前10時55分

高橋勝文議長 御苦労さまです。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第57号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の4案件で、そのほかに継続審査案件1件が上程されます。

追加議案等の取り扱いについては、日程第1で議第57号を上程し、議案説明、質疑の後、委員会付託して一たん休憩となります。委員会終了後、本会議を再開し、初日に提案されました議案と追加議案について、委員長報告、質疑、討論、採決を行い、次に継続審査案件1件の採決を行い、最後に議案3件の採決等を行うことに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

平成22年9月第3回定例会
平成22年9月1日(水)開

第3回定例会日程(その2)

会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月17日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	付託案件審査	
	決算特別委員会終了後	本 会 議	追加議案上程、同説明、質疑、委員会付託	
	本会議休憩中	総務常任委員会	付託案件審査	第2会議室
	総務常任委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、継続審査案件上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議案上程、議案説明、質疑・討論・採決、閉会	議 場

議案上程

高橋勝文議長 日程第1、議第57号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議案説明

高橋勝文議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは、議第57号平成22年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、安東市訪問団との交流事業費150万円を計上するものであります。その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ15億2,193万7,000円とするものでございます。

以上、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

質疑

高橋勝文議長 日程第3、これより質疑に入ります。

議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表(その2)

委員会	付託案件
総務常任委員会	議第57号

高橋勝文議長 この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 00 分

再 開 午前 11 時 25 分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案上程

高橋勝文議長 日程第5、認第1号から日程第23、請願第7号までの19案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第24、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務常任委員長報告

高橋勝文議長 最初に、総務常任委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔佐藤 毅総務常任委員長 登壇〕

佐藤 毅総務常任委員長 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、本委員会は9月13日、委員全員出席し、当局より副市長及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

付託されました案件は、議第56号、請願第6号の2案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑・意見等もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、本日委員全員出席し、当局より副市長及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本日付託されました案件は、議第57号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

審査の内容を申し上げます。

議第57号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月9日、委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第53号、議第54号、議第55号、請願第7号の4案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第53号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「基金積み立てをした結果、積立金の現在高は幾らか」との問いがあり、当局より、「積立金の現在高は1億6,987万8,602円です」との答弁がありました。ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第53号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号平成22年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第54号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号平成22年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「基金積み立てをした結果、積立金の現在高は幾らか」との問いがあり、当局より、「積立金の現在高は1億6,337万5,658円です」との答弁がありました。ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第55号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号米価の大暴落に歯止めをかけるための対策を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「この請願書について、6月議会で同じ趣旨の請願が出ており、既に政府に請願書を提出していることを考慮してもいいのではないか。同じ趣旨の請願提出の取り扱いの方法について、議会運営委員会で検討してはどうか」との意見がありました。委員より、「政府の対応がはっきりしていないので、後押しをするという形で再度提出してほしいということではないか」との意見がありました。ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号が採択されましたので、意見書案について、質疑・意見等に入りましたが、質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月8日、委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

付託になりました案件は、議第52号平成22年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。議第52号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑としては、さくらんぼ産地強化対策事業の中身についての質疑があり、当局より答弁がなされました。質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと再開いたしました。議第52号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。木村決算特別委員長。

〔木村寿太郎決算特別委員長 登壇〕

木村寿太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月8日、委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

付託になりました案件は、認第1号から認第11号までの11案件であります。11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明の後、質疑に入りました。

最初に、認第1号平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申しあげます。

一つ、公民館分館の借地料軽減について。一つ、市税徴収の民間活用について。一つ、たばこ税の市民に対する広報について。一つ、繰出基準額の地方交付税措置について。一つ、市が備えなければならない台帳の整備について。一つ、企業誘致の状況について。一つ、都市計画基本図修正業務委託の内容について。一つ、チェリークア・パークののり面の購入について。一つ、女性特有のがん検診の受診率について。一つ、葉山キャンプ場の工事請負費の執行状況について。一つ、市営住宅の建てかえ計画について。などの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がありました。

次に、認第2号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑としては、下水道使用料の滞納繰り越し分の不納欠損についての質疑があり、当局より答弁がありました。

次に、認第3号平成21年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第4号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑としては、保険給付費の市内・市外別の額についての質疑があり、当局より答弁がありました。

次に、認第5号平成21年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について及び認第6号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、いずれも質疑はありませんでした。

次に、認第7号平成21年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑としては、介護認定されてサービスを受けていない人についての質疑があり、当局から答弁がありました。

次に、認第8号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について及び認第9号平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第10号平成21年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、診療報酬の増加に結びつけるための検討項目について。一つ、亜急性期病床の利用率向上対策についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がありました。

次に、認第11号平成21年度寒河江市水道事業会計決算の認定について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い一たん散会いたしました。

次に、本日委員全員出席、当局からは市長初め関係課長等の出席のもと再開いたしました。

認第1号から認第11号までの11案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第3号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第11号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後13時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第25、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。川越孝男議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 ただいま議題になっています認第1号平成21年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

決算審査について、予算と違って既に執行済みのものであり、「ほどほどに」という意見が一部にあることを承知をしています。

しかし、私は、決算審査をもっともっと重視すべきだと考えています。それは、予算審査ももちろん大切ですが、決算は想定だけでなく、現実に実施した事実について、実績や結果も含めて点検・評価ができるからであります。そして、その結果を次々年度の予算や行政執行に当たっては、直ちに反映することも可能であるからであります。

そのような観点から、当議会でも従来の決算特別委員会での審査から三つに分割し、集中審査する分科会方式に改めたのであります。まだまだ成果は出ていませんが、これからその成果を発揮できるように取り組まなければならないと考えています。

行財政改革の一環として、全国的に政策評価や事務事業の点検・評価システムを導入する自治体がふえてきています。また、平成20年度からは、教育委員会は毎年、所管する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その報告書を議会に提出し公表することが義務づけられました。まさにこういう時代だからこそ、決算分科会でのより深い審査が重要になっていると思います。

私が認第1号を承認できない理由は、小学校給食調理業務の民間委託に対する市教育委員会の姿勢、いわゆる調理業務の請負契約の一部が法に抵触しているのではないかとと思われる点があるからであります。小学校給食調理業務の民間委託は、現在柴橋小学校、西根小学校、高松小学校の3校で実施されていますが、21年度決算にかかわる柴橋小学校と西根小学校について申しあげたいと思います。

柴橋小学校は平成20年度から24年度まで、西根小学校は平成19年度から23年度まで、それぞれ5カ年間、大新東ヒューマンサービス株式会社が委託契約を締結し、受託されています。

問題点の一つは、今回の契約から給食室などが無償貸与になったことから、委託料の大部分が人件費が占めることになっているわけであります。そういう中で、予定価格に対する落札率が西根小学校が81.12%、柴橋小学校では81.43%であり、官製ワーキングプアが社会問題となっているとき、受託者から従事者に賃金が幾ら払われているか把握も困難な状況の中で、入札価格の低さだけで落札がされています。支給状況を把握するための対応が全くされていないように見受けられるわけで

ありまして、当局のこういった姿勢が問題であります。

二つには、契約書や仕様書、誓約書の一部が法に抵触するのではないかという点であります。

その一つは、これまで労働者派遣ではなく、調理業務の委託、いわゆる請負契約だということで、調理室を初め施設・設備などの使用料を受託者側から支払われてきました。ところが、今回の契約からは無償貸与になっていることでもあります。

その二つは、調理業務とは関係のない出勤日数や勤務時間、それに調理従事者は、学校長が作成した出勤簿に拇印し、出勤状況を明確にしなければならないと仕様書に定められています。労働者派遣であれば当然のことだと思えますが、調理業務の請負契約なわけですから、問題だと思っております。

さらに、学校給食の調理業務と関係のない学校行事への参加協力について、仕様書や誓約書で定められているが、職安法第44条に抵触するのではないかとの指摘に対し、当局は、従事者の一人を責任者に選任し、責任者の指示でやっているので問題ないということでありました。

しかし、そのことが、職安法第44条に抵触するのではないかと思えます。当局の説明によると、山形労働基準監督署では、問題ないということだったが、翌日山形労働局を紹介され相談した結果、調理業務については問題ない。学校行事の協力については校長や学校職員から指示が出ていると疑いが持たれかねないのではないかということだったので、今後現場における運用面を改善したいという説明でありました。

私が問題に思うのは、運用の問題でなく、契約行為、契約書の内容が法に触れる部分があるのではないかということであります。このことについて、労働局はどう言ったのかを尋ねると、そこは聞いていないということであります。私が指摘している点について、監督官庁の指導を得て問題がないとする理由や根拠を示していただき、私自身が納得できるものであれば当然にして認定するわけでありませけれども、現状では全くグレーゾーンにあり、市民の信託を受けた市議会議員という立場では、認定することに賛成はできないのであります。

本当に法に抵触するのであれば、このまま放置することはできないと思えます。西根小学校は23年度、柴橋小学校は24年度、高松小学校は26年度までの契約期間になっているわけであります。したがって、私は、お互いに知恵を出して対処すべきだと考えます。当局には指摘されていることを真摯に受けとめていただきたいと思えます。

私は、以前にこういうお話を聞いたことがあります。役所の常識というのがあったということであります。それは、「市民には由らしむべし、知らしむべからず」とか、「質問には的を外して答えるのが優秀な管理者」という、こういう役所内部の常識があったと聞かされました。こういうことが市民の政治不信を助長した要因の一つであったと思うわけでありまして、反省すべきことだと思えます。今は時代が変わっています。意識改革が求められています。市当局も管理者も職員の皆さんも市議会議員である私自身も意識改革を図りながら、市民の信託にこたえられる活動をするを明らかにし、認第1号に賛成できない理由を、市民の皆さん初め同僚議員の皆さんや市当局にも御理解いただくことを期待と願いを込めて反対討論といたします。

高橋勝文議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第2号は原案のとおり認定することに決しました。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

請願第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択とすることに決しました。

議案上程

高橋勝文議長 日程第26、継続審査案件上程であります。

陳情第2号を議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第27、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済常任委員会における継続審査案件の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月9日、委員全員出席のもと開会いたしました。本委員会に付託となりました案件は、さきの6月定例会において継続審査となりました陳情第2号肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情の1件であります。

陳情第2号を議題とし審査に入りました。委員より「6月議会で継続した後に調査したところ、山形県内でも公費助成を行っている市町村がふえていることから願意妥当であるが、国に意見書を提出する必要はないのではないか」との意見がありました。委員より、「陳情は自治体で公費助成することと国に公費助成を実施するように求めることの二つなので、意見書を提出した方がよいのではないか」との意見がありました。ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択されましたので、意見書案について、質疑・意見等を議題とし審査に入りました。委員より、「陳情書と請願書の取り扱いについて議会で検証するべきではないか。外国でどうなっているかは検証できないので、一部削除してはどうか」との意見がありました。ほかに質疑・意見等もなく、質疑・意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第28、これより質疑、討論、採決に入ります。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択とすることに決しました。

議 会 案 上 程

高橋勝文議長 日程第29、議会案第8号から日程第31、議会案第10号までの3案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第32、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号から議会案第10号までの3案件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

高橋勝文議長 日程第33、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

議会案第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第9号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後1時32分

高橋勝文議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 佐 藤 毅

会議録署名議員 鈴 木 賢 也